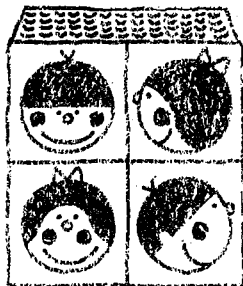




児童手当金 受給該当者は 今すぐ手続きを



この四月から児童手当金を受けることができる対象範囲が広がられます。

紙上でもたびたびお知らせしてきたとおり、これまででは三人以上の児童のうちに、この制度が発足した昨年の一、

一日現在で五歳未満の児童がいることが必要でしたが、今年の四月からは三人以上の児童のうち、四月一日現在で十歳未満の児童(昭和三十八年

四月二日以後に生まれた児童)がいれば支給されるようになるものです。これによって児童手当を受けることができる人は、いままぐ請求の手続きをしておきましょう。申

明治44年4月2日以降に生まれた者は「70歳になれば老齢福祉年金がもらえるから、私は年金に入らないんだ」と考えておられるかたが多いようです。

ですが、いくら明治44年4月2日以降に生まれたとしても国民年金に加入(保険料を納入または免除を受ける)しては、将来老齢年金(保険料をかけなくともよい年金)も受けることができませんので十分注意しておきましょう。

に受給することが出来ます。

次の条件に該当すると思われるかたは、市社会福祉事務所へお申し出ください。

- ①父が婚姻を解消した児童
- ②父が死亡したか、またはその生死が明らかでない児童
- ③父が一年以上遺棄している児童——を監護している人なお、①日本の国民でなく
- ④公的年金を受けることができる——こんな人は、受給できません。

心身障害者 扶養共済制度

該当保護者は
加入手続きを

心身障害者を扶養しているかたの悩みを少しでも軽くするため、心身障害者扶養共済という制度があります。

この制度に加入すると、毎月一定の掛け金を納めなければなりません。が、万一、加入者が死亡または療疾の状態になった場合には、その月から障害者が生存している間、毎

月二万円の年金が障害者に支給されます。また、障害者が先に死亡したときには、弔慰金として加入者に二万円を支給されます(ただし、加入してから一年以上)

なお、この制度に加入するには、年齢に制限があつて四十五歳を過ぎた人は加入できませんが、該当する保護者のかたで、まだ加入されていないかたは、三月末日までに社会福祉事務所へ手続きをとるようおすすしめします。

民生委員

田野さんの後任に
長谷川美和さん

秋葉一、三丁目を担当

秋葉一、三丁目を担当区域として活躍されている民生委員——田野松枝さんが、このほど一身上の都合で辞任されることになりました。

初心者のための「点訳講習会」が四月の第二日曜日に開かれます。

初心者のための 点字講習会

受講ご

希望の

かたは

多数お

出かけください。

●とき：四月八日(日)

午前十時から午後六時まで

県身障者更生指導所 入所生を募集

市ではこのため、田野さんの後任として秋葉一丁目にお住いの長谷川美和さん(四六)を厚生大臣に推薦することを決め、長谷川さんからもそのむね了承を得ました。

なお、民生委員としての任命は、四月の始めころになる見込みです。

県身障者更生指導所では四十八年度前期入所生を、次のとおり募集しています。体の不自由な十五歳以上のかたで入所ご希望のかたは、三月二十日まで市社会福祉事務所あて申請してください。

- 募集人員：入寮部門：二十名、▽通所部門：二名
- 職業指導科目：縫製科、電気科、時計写真科、印刷科
- 入所期間：一か年を原則
- ところ：老人憩の家
- 講師：県立点字図書館の山本先生

4・5期生徒募集

普通自動車科・大型自動車科

◇昼間部・夜間部◇

新津自動車学校

新津市山谷町2丁目 TEL(2)1192

